

平成30年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成30年12月20日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第75号 高浜市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第76号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第77号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第78号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第80号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について
- 議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について
- 議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第84号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について
- 議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について
- 議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について
- 議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 議案第88号 事業契約の変更について
- 議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
- 議案第90号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第91号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第92号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第93号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 議案第94号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- 議案第95号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第96号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

改正について

- 議案第97号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性のある対策を求める意見書」の提出を求める陳情
- 陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情
- 陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
- 陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- 陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- 陳情第19号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	深谷直弘
総合政策	グループリーダー	榑原雅彦
人事	グループリーダー	杉浦崇臣
ICT推進	グループリーダー	山下浩二
総	務部長	内田徹
行政	グループリーダー	中川幸紀

財務グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	中村孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤克己
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	亀井勝彦
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	野口恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
健康推進グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	大岡英城
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	杉浦義人
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	三井まゆみ
学校経営グループリーダー	岡島正明
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	神谷直子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、杉浦康憲議員。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 登壇〕

○総務建設委員長（杉浦康憲） 改めまして、おはようございます。

平成30年12月定例会、総務建設委員会の委員長報告をいたします。

御指名いただきましたので、去る12月11日午前10時より、委員全員及び市長を初め関係職員出席のもと開会されました総務建設委員会において、付託された議案8件、陳情2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第75号 高浜市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第76号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第77号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、委員より、指定管理者の市内在住者の雇用状況と事前精算機の増設場所はとの問いに、顔見知り等を考えると、窓口には極力市内在住者を置かない方針、精算機の増設は、駅のデッキから駐車場に入る2階の入り口との答弁。

ほかに、駐車台数の内訳と状況はとの問いに、総数219台のうち85%の185台が定期契約車両で、34台が一般車両。ただ、定期車両にも全日、昼、夜と契約が分かれており、さらに満車になれば公用車の移動をして対応との答弁。

次に、議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第90号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第91号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、

委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第93号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、委員より質疑はありませんでした。

次に、議案第94号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、委員より質疑はありませんでした。

次に、陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、陳情書に「子供の医療費の無料制度を18歳年度末まで窓口無料で創設してください」と書いてあるが、負担が見えない、原則還付方式だと考えるので反対。

ほかの委員より、「全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください」とあるが、年金に莫大な消費税の財源をつぎ込むことは、かなりの消費税の増額がなければできない制度ではなく、国民の理解を得られると思われず反対との意見がありました。

陳情第19号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員より、少子高齢化が進む中、社会保険料などの負担が非常に高まっている。財源の確保のために所得税や法人税を引き上げると負担も集中するので、一定の世代の負担ではなく、幅広い世代で負担するのが社会保障の財源確保であると考えてるので本陳情には反対。

ほかの委員より、現在でも国の財政状況は非常に厳しく、今の世代が負担しなければこれから生まれてくる人たちが背負うような形になる。自分たちが負担を求められたときやるべきだと考えるので反対との意見がありました。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第93号、議案第94号は、いずれも挙手全員により原案可決。

陳情第17号、陳情第19号は、挙手なしにより不採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過と概要、結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷利盛議員。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 登壇〕

○福祉文教委員長（神谷利盛） おはようございます。

去る12月12日に開催された福祉文教委員会での審議内容について御報告させていただきます。

福祉文教委員会に付託された案件は、議案15件、陳情4件であります。

最初に、議案15件について報告をさせていただきます。

議案第78号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

次に、議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、委員よりの質問です。南部まちづくり協議会の方の常駐及び運営で、社会教育などの相談とか助言ができるのか。

総合政策グループよりの答弁です。南部まちづくり協議会の中に第2プラザグループというグループがあり、この中に旧南部公民館の館長さんも入っている。現在でも運営についてのアドバイス、助言はいただいているので大丈夫と思っている。

次に、議案第80号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について、委員よりの質問です。指定概要のところに「男性にも魅力的な宅老所になることを期待する」と書いてある。具体的にどのように対応する予定なのか。

健康推進グループからの答弁です。宅老所は女性の利用がほとんどで、男性の利用がほとんどない状態が続いている。イベント等を企画し、男性の利用を促進するようお願いをしているところ。

次に、議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について、委員よりの質問です。この全世代楽習館は今何名の児童クラブの児童がいて、何名の方で運営をしているのか。

こども育成グループの答弁です。児童クラブの定員は36名、スタッフは常時3名を配置するようにしているが、時間帯によっても最低でも2名の配置はしている。

次に、議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について、委員よりの質問です。高取幼稚園を廃止した後はどのようなになるのか。

こども育成グループからの答弁です。廃園後の園舎は今後取り壊すことを前提に考えているが、まだ確定ではない。今後検討していく部分も残っている。

次に、議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、委員よりの質問です。1つ、今実際に働いている職員は何人いるのか。2つ、幼稚園の先生と保育園の先生は何人いるのか。3つ目に、幼稚園、保育園がなくなるわけだが、現在在籍している職員の勤務先はどのようなになるのか。

こども育成グループよりそれぞれ回答があります。1番目、幼稚園は正規職員が5人、加えて臨時職員が10名程度、用務員が1名。2番目、保育園は園長、主任、各クラスの担当で12人、加えて加配の職員がクラスに3名程度、したがって正規、臨時と合わせて17人程度の職員が勤務している。3番目の質問の回答です。正規職員については、人事異動で公立の施設に異動してもらおう。清心会は派遣を2名受け入れていただくよう協議をしている。臨時職員は、ほかの園にもお勤めの皆さんも含めて清心会への転籍を前提に協議している。

続いて質問です。今回この認定こども園に職員を派遣するということが、あちこちの保育園が民営化するたびに職員を派遣してきた事実はあるのか。

こども育成グループからの答弁です。社会福祉協議会、知多学園に派遣した実績がある。その際にも今回と同様の条文を作成し、それに従い運用している。

次に、議案第84号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、委員よりの質問です。現在、みどり学園の利用者は何名ほどか。

こども育成グループからの答弁です。平成30年12月1日現在で19名。

次に、議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について、委員よりの質問です。今の図書館は、ハザードマップにより判断すると津波が来ても影響を受けるわけではないので、図書館本館はそのまま残せばいいと思う。現在までの検討状況を教えてほしい。

文化スポーツグループよりの答弁です。津波の影響はないと判断しているが、液状化の危険度は高いと判断している。総合管理計画の中で、図書館を見直しの施設と位置づけている理由は、複合化、集約化によりさまざまな効果が狙えるので、それを目指していくということである。検討状況については、図書館協議会、指定管理者の選定評価委員会を開催し、いろいろ意見交換をさせていただいている。

続いて質問です。いつも検討中との答弁で具体的方針がなかなか見えないが、早く利用者の方へも方針を公開すべきと思う。また、現在の本館は、本館機能及び蔵書機能としては残すべきである。学習室などはできるだけ数多くあったほうがいいと思うが、当局にその考えはないのか。

また、いつまでに結論を出すのか。

文化スポーツグループからの答弁です。機能移転に当たってはいろいろと課題があるが、市民の皆さんにお示ししながら検討していきたい。また、指定期間が今回2年2カ月となっているので、この期限を意識しながら検討を進めていきたい。

引き続き質問です。平成29年3月31日以前の図書購入費は約1,450万円、平成29年度は940万円であった。なぜ平成29年度は図書購入費が下がっているのか。

文化スポーツグループよりの答弁です。平成26年度末の数字になるが、蔵書数が約21万2,000冊であり、その時点で蔵書の収容能力が飽和状態になった。蔵書の充実という課題については、一つ解決できたと判断している。指定管理者と協議した上で、平成29年度から購入費用を減額させていただいた。

次に、別の委員よりの質問です。図書館流通センターに指定管理をお願いするということが、利用料無料の図書館運営を営利目的の株式会社に委託するということには無理がある。問題があるのではないか。また、高浜市が以前図書館を運営してきたノウハウや司書の培ってきた専門性とか、郷土資料館に対する造詣などの継承はできなくなるのではないかと心配しているが問題は

ないのか。また、図書館運営の専門的な企画力というものも後退しているのではないか。

文化スポーツグループよりの答弁です。指定管理者制度を取り入れて10年運営してきた。市民より直営のときより非常に運営がよくなったという声をいただいている。次に、現在スタッフの10名中7名が司書資格を保有している。これは、図書館流通センターが指定管理を受けている中でも比較的高い割合で専門スタッフが配置されていることから、問題があるとは捉えていない。次に、定例会を設けて市の考え方も伝えた上で運営いただいているので、企画力が後退したとかは課題として捉えていない。

次の質問です。図書館に行って調べ物をしたが、思うものがなかった。古くて現在のニーズに合わないものがかかり入っているのではないか。

同じく文化スポーツグループからの答弁です。蔵書の購入というのは、当然予算に限りがあるので希望するものを全て取りそろえることはできないので、全ての皆さんのニーズを満たすということはなかなか難しいと考えている。近在の図書館の間で相互貸借という制度もあるので、高浜にないものはほかの図書館から取り寄せることもできる。その制度を利用させていただきたい。

次に、議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について、委員よりの質問です。中央公民館がなくなってサービスが低下しているのではないか。また、専門の指導員の配置が求められていると思うが、配置されているのか。

文化スポーツグループよりの答弁です。公共施設の統廃合については、総合管理計画に基づいて先を見据えて総量圧縮を進めていることなので理解をいただきたい。また、各地区においては、運営委員会を結成され館長さんのリーダーシップのもと、その地域に合った取り組みをしている。この取り組みの中で、お互い切磋琢磨をし合うということで館長さん同士の情報交換を実施している。必要があれば、行政も意見交換の中に入ってよりよい活動をしていくためにはどうしたらいいかを常に話し合っている。

次に、議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定についてです。委員よりの質問、高浜市の体育センターの指定管理が平成32年8月31日で切れる。その後の体育館のあり方を教えていただきたい。また今後、高浜小学校の体育館、サブアリーナをどのように管理していく予定なのか聞かせてほしい。

文化スポーツグループより、高浜小学校の中に整備されているサブアリーナの供用開始予定が平成32年9月からなので、その供用開始に合わせて体育センターを閉場し、機能をサブアリーナへ移行していく。サブアリーナの運営については、NPO法人たかはまスポーツクラブにお願いしていく。

引き続き質問で、地域交流施設も合わせてたかはまスポーツクラブに業務を委託するという流れになるのか。

文化スポーツグループよりの答弁です。1期目に供用開始する部分に加えて、2期目のサブア

リーナの部分についても体育センターを運営するノウハウもあるので、たかはまスポーツクラブにお願いをしていきたい。

次に、このたかはまスポーツクラブには、何名在籍しているのか。また、そのうち体育指導員が何名いるのか。

文化スポーツグループからの答弁です。正会員数はことしの総会時点で82名、また理事・幹事は15名で、その中でスポーツ推進委員は4名。

次に、議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）についてです。委員よりの質問、説明書60、61ページに介護保険推進費の介護施設等整備事業費補助金7,000万円について、改めて概要を教えてください。また、工事の内容とスケジュールについて教えてください。

介護保険・障がいグループからの答弁です。愛知県には介護施設等整備事業費補助金制度というものがある。特別養護老人ホーム高浜安立荘を運営する社会福祉法人昭徳会より、高浜安立荘の多床室100床をプライバシー保護を目的として、間仕切り工事を行いたいとの申し出を受け、この補助金制度を活用して県の交付要綱で定めている補助基準額、1床当たり70万円を市が交付するもの。スケジュールとしては、個室化工事の完了予定は平成30年度末と聞いている。

別の議員よりの質問です。説明書55ページ、企画費のみんなでまちづくり事業において、講師料の20万円、チラシ等デザイン料20万円について詳しく教えてください。また、スケジュールを教えてください。

総合政策グループよりの答弁です。当初予定をしていた若者会議に市制施行50周年というエッセンスを加えたため、それに必要となる費用を地方創生推進交付金として申請したところ採択をいただくことができた。そのため当初の予定より、より効果的なPRを図っていくために、例えば漫画家さんなどにチラシをデザインしていただいたり、市制施行50周年の機運を高めていくための講師をお招きするなどの費用に充てる。

次に、今年度は若者会議及び市制施行50周年の市民メンバー及び組織のメンバーの募集を行い、組織の立ち上げを目指したい。2019年1月からは、市民の皆さんへの呼びかけを始めていく予定。2019年度については、市制施行50周年を盛り上げていくためのアイデアの検討などを行いたい。2020年度は、その市民組織、行政、その他協力いただける市民や企業など、多くの方々と市制施行50周年を盛り上げるための取り組みの実現をしていきたい。

また、この取り組みにかかわっていただいた方については、2021年度で期間満了を迎える第6次高浜市総合計画の次の計画となる第7次高浜市総合計画の策定にもかかわっていただけるよう呼びかけていくことを予定している。

次に、議案第92号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）については、質疑はありませんでした。

次に、議案第95号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

改正について、質疑はありませんでした。

次に、議案第96号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

次に、議案第97号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

では、引き続き4件の陳情の審議内容について報告をいたします。

陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性のある対策を求める意見書」の提出を求める陳情です。委員より、待機児童と保育士不足というのは、依然大きな課題であるが、その点は十分に理解ができる。同様に、国もさまざまな施策を進め財源確保に努めている。引き続きこの対策が必要なことは間違いない等の理由により、趣旨採択の意見がありました。別の委員より、この陳情には同感できるので賛成するという意見がありました。

次に、陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員より、運営費の増額に必要な財源を確保するように求めているが、その増額が必ずしも処遇改善につながるとは限らない。また、仮に運営費を増額した場合、必ず処遇改善の費用として活用されるとは限らない等の理由により反対の意見がありました。

別の委員より、多くの学童保育指導員の賃金は低いままになっている。この指導員の資格の猶予期間が2019年の末とされている。一刻も早く解消しなければならないので賛成の意見。

次に、陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情についてです。委員より、全国的に学童保育指導員、特に有資格者の不足が深刻化し、運営に支障が生じているという地方自治体の現場からの声がある。これに反対するということは、現場の声を聞かないということになり、独自の判断が必要な地域の裁量をしていきたいということになります。地方から国に対して、従うべき基準の規制緩和を求める提案がされている。地方の実情が尊重されるようになるものである。ただでさえ指導員が少ないわけだが、これをもっと厳しく今までどおりやっぺいこうと思うと、募集に応募してくれる人も少なくなるというおそれもある等の意見により反対の意見。

別の委員より、子供たちに生活の場を保障するためには、質の確保と処遇改善をしていくことが大事だと思う。したがって賛成するという意見。

次に、陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情、委員の意見として、「介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。」「介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。」とあるが、この介護保険は社会全体で支える制度だと思う。低所得者対策としても現在介護保険料を所得段階で17段階にするなど配慮されている。高浜市はこれらの課題に既に取り組んでいる。また、高浜市では介護政策については既に先

進的な取り組みをしている。今のままでよいなどの意見により反対の意見。

別の委員より、年金がないような方でも介護保険というのは、一番最低基準のところまで支払わなくてはならないというような状況がある。この問題は一刻も早く自治体としても、また介護保険の制度としても、国にもつくってほしい制度であるので賛成するという意見。

以上の審議の後、採決を行いました。

採決の結果を報告します。

議案第78号、挙手全員により原案可決。

議案第79号、挙手多数により原案可決。

議案第80号、挙手全員により原案可決。

続いて、議案第81号、議案第82号、議案第83号は、挙手多数により原案可決。

次に議案第84号、挙手全員により原案可決。

議案第85号、議案第86号、議案第87号は、挙手多数により原案可決。

議案第89号、議案第92号、議案第95号、議案第96号、議案第97号は、挙手全員により原案可決されました。

次に、引き続き陳情案件について、採決結果を報告します。

まず、陳情第14号、挙手多数により趣旨採択となりました。

次に、陳情第15号、陳情第16号、陳情第18号については、挙手少数により不採択となりました。

以上が福祉文教委員会に付託された案件の審議結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に議事録が保管されておりますので御参照ください。

以上をもって、福祉文教委員会の審議結果報告をさせていただきました。どうもありがとうございました。

〔福祉文教委員長 神谷利盛 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、浅岡保夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 浅岡保夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（浅岡保夫） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月13日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、本会議より付託された一般議案1件、補正予算1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第88号 事業契約の変更について、委員より、今回の変更は建築費指数の変化に

よる増額と思うが、これは1期工事分なのか。また、2期工事以降はとの問いに、1期工事の物価上昇に伴う増額であり、また、2期工事以降についても建築費指数は上昇していて、今回の改定では3.2%ですが、既に4.6%ということで1%以上の増加が見込まれ、2期工事でも物価変動の増額はあり得るとの答弁でした。

別の委員より、資材が高騰した場合には追加で費用が発生するが、その場合、今後どのような対応をするのか、あらかじめ考えているのかとの問いに、昨年度の途中で想定外、予定外の支出が発生した場合は、事業が進んでいる状況の中では事業の見直しなどによる財源確保は困難なため、財政調整基金にて対応しているのが現状です。具体的には、当初予算の中で反映させていくということが一つあり、長期財政計画は来年度の当初予算の編成時に合わせ直近の数字に置きかえるとともに、全体的なことも中長期の視野を持ってお示ししていくとの答弁でした。

次に、議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、委員より、新設のこども園は既設の保育園より地盤が低いのではないかと問いに、市が移管事業者を募集し決定した社会福祉法人清心会が、こども園化後の施設の設計等を進めています。東海豪雨以降、稗田川も拡張され、下水の工事等もされて、当時と状況は随分変わってきています。また、風水害は事前に予測ができ、園児、職員は事前に日々の避難訓練等にて対応しています。今後も、こども園に引き継がれましても、同様な形で実施していくと考えているとの答弁でした。

同委員より、地中埋設物の処分数量についてどのように確認するのかとの問いに、事業者のマニフェスト等の実績で確認させていただき予定との答弁でした。

同委員より、地中埋設物の処分単価について、青少年ホームの場合の設計金額による1立米当たりの処分単価と今回の処分単価の違いはとの問いに、処分方法の違いによるとの答弁でした。

別の委員より、認定こども園の整備費補助金の881万円の減額と、県支出金の民生費補助金の児童福祉費補助金、愛知県子育て支援対策基金事業費補助金の1,795万6,000円の減額との関係はとの問いに、今回は県の補助金として歳入に計上していますが、いわゆる補助基準額に対して2分の1の金額を負担をしていて、市と事業者が4分の1ずつを負担することにより連動しているためとの答弁でした。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第88号 事業契約の変更について、挙手全員により原案可決。

議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）、挙手多数により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託されました議案に対する審査の経過と結果であります。

次に、報告及び連絡事項として、高浜市立高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化の実施方針について、担当の部局より説明がありました。

協議事項については、今回ありませんでした。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で委員長報告を終わらせていただきます。

〔公共施設あり方検討特別委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して以下7件を反対の立場から討論いたします。

議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について。

本案は、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会に引き続き指定管理者として委託し、地域の特性を把握した管理運営を目指した施設運営を重視した提案となっています。

高浜南部公民館は、生涯学習施設の1つであり、その点ではこの後出てきます議案第86号と同じように、生涯学習を旺盛に展開されるために、社会教育に対する基本的な知識や経験などの相談や、助言の対応ができるような体制を構築することが求められることから、管理運営は公設公営に戻すことが必要であることを指摘します。

議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について。

本案は、全世代楽習館の指定管理者に特定非営利活動法人全世代楽習塾を指定し、介護、認知症予防事業を委任するものです。あわせて児童クラブの運営事業も委任するものですが、児童クラブ運営に当たっては、シルバーの方たちによる運営体制や施設の制約で児童の活発な運動をしたいとの要求に対応しきれいていません。このような点を考えると、児童クラブの運営については、行政が直接責任を持って運営すべきと考えます。

議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について。

この条例改正は、高取幼稚園と高取保育園を民営化、こども園化するため、高取幼稚園を2019年3月で廃園にするものです。幼稚園や保育園は、教育と同じように重要な役割を持っています。これまで公立で運営してきたものを民営化する必要はどこにあるのでしょうか。国が民営化を進めるため、保育園の補助金を一般財源化したことにあると考えます。

さらに、父母が働くときに園を移動しなくても変更できるというこども園の利点を取り上げて

いますが、それだけで子供たちに新しい民営化した施設での負担を負わせる必要はありません。公立園として運営してきた、また保育士さんたちが積み上げてきた専門性など独自のものをなくすこととなります。公立幼稚園を廃園する本条例案には反対します。

議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。

この条例改正は、高取幼稚園と高取保育園をたかとりこども園に民営化、こども園化して全員の職員が入れかわると、子供たちとの交流面でトラブルが起きていけない、子供たちの様子をきちんと知らなければならないなど、大きな問題があります。そこで、職員をこども園に派遣するための条例改正です。廃園が計画された保育園や幼稚園に通っている子供たちは、急におとなしくなる子やハイテンションになる子、攻撃的になる子など、いつもと違う状態になる子が出てきます。環境の激変で不安になる子もいるでしょう。ですからこうした計画は、子供も含めた関係者の理解、納得が前提でなければならないと考えます。

高浜市の公立保育園の民営化は、高浜市が南部保育園を28年前に民営化したのを初めとして、葭池、中央、吉浜と民営化が行われました。保育の原点は、どんな子に育ててほしいのかが問われています。元気で思いやりがあって、賢い子に育ててほしいと願う父母の願いに応えるための保育の果たす役割は大きいものがあります。

特に少子化が進み、家庭で子供同士の社会体験ができなくなっていることから、保育所での子供同士の共同生活は、子供の生活に欠かせない体験で、そこでお互いを受け入れること、愛し愛されることを通じて成長発達するため、保育所が大きな役割を果たしているのではないのでしょうか。保育は子供の成長にとって、学校教育と同じように重要な役割を持っていますが、日本での位置づけは低過ぎます。

民営化については、推進する自治体、高浜市の狙いは運営コストの引き下げです。もともと保育の運営費の8割は人件費であります。民営化で、コスト引き下げは人件費の引き下げであることは明白です。保育園の運営費は一般財源化され、運営が厳しくなっていることは確かであります。民営化すれば、国から保育園に補助金が入ります。この民営化の流れに沿って進めているとしたら、国の民営化の方針に沿うこととなります。

民間の保育士の給与は、公立の保育士さんより低いと聞いています。長期間働いて、専門家として経験を積むなどということは、難しいものがあります。公立園として最低基準を守り、保育の質を高めてきた流れを逆流されるようなことはしてはならないと考えます。

さらに、施設職員がかわることによる子供たちへの負担を減らす意味も含め職員派遣をされると思いますが、職場を変更される職員は、公立園から民営化した園勤務になるわけで落ち着かないと考えます。またほかの職員もこの後、公立園が保育園1つ、幼稚園があと3つで、すぐ2つになるわけで、職場としても定着しません。公立園でこれまでどおり運営するなら派遣は必要あ

りません。よって、本案には賛成できません。

議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について。

本案は、高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者に東京の株式会社図書館流通センターに指定するものです。

公共図書館は、教育機関として位置づけられ、文化や芸術に関する事業を系統的に行われることが求められる施設で、市民が文化、学術のよりどころとする極めて公共性の高い施設であり、利用料無料の図書館運営を営利目的の株式会社に委託することは問題があると考えます。

議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について。

本案は、2つの公民館、吉浜、高取と高浜市春日庵、高浜市女性文化センターを高浜市総合サービス株式会社に委託するものです。

施設の維持管理及び受付業務などの事務作業が中心となっています。もう1つ重要な業務は、公民館を利用した旺盛な学習、文化、芸術等の活動が展開できるようにする企画を進めること、そして、施設利用者と職員、あるいは利用者同士の交流を促進するために、専門の指導員の配置が求められることでもあります。

この点では、運営委員長があり、館長が置かれているから配慮がされているとの意見がありましたが、館長は常駐しているわけではなく、施設利用者の求めに応じてその場でというわけにはいきません。運営委員会も住民から離れ、年間の項目を済ますための体制では、企画も市民の意見に応じたものを進めることは難しく、本案に賛成することはできません。

議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について。

本案は、スポーツ施設等の指定管理を特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブに指定し、スポーツ振興等の事業を委任するもので、市民がスポーツ施設の利用を通じて心身の健康増進や生涯学習を旺盛に展開するための管理運営が求められます。

そのため、管理運営に当たっては、施設管理を責任を持って行うこととともに、一つの重要な業務として、スポーツ振興を推進するため企画、運営、指導する体制を整備しなければなりません。こうした取り組みを保障するために、市が責任を持って体育指導員を配置するなどの措置が必要だと考えます。高浜市が安上がりの施設管理が目的の指定管理者による運営の見直しを求めます。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります議案第77号、議案第79号、議案第81号、議案第85号、議案第86号及び議案第87号の指定管理者の指定について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第77号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について。

本議案は、三高駅西駐車場の指定管理者に株式会社日本メカトロニクスを指定するものです。なお、指定管理者候補者の選定に当たっては公募をされ、選定評価委員会の審査を得て決定されています。

また、第3期では、受託者からの提案で新たに事前精算機をいきいき広場の正面玄関に設置し、いきいき広場利用者の便宜を図るなど、利用者目線でのサービスの向上に努めていただいています。

さらに第4期では、三高駅に直結する連結通路から3階出入り口に事前精算機をもう1台追加する提案や、定期契約車両用のICカード導入など、利用者へのサービス向上につながる運営をするとの提案をいただいていると聞いています。以上のことから、本案には賛成いたします。

議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について。

本議案は、高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者を特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会に指定するための議案であります。

高浜南部まちづくり協議会は、地域の住民等により構成されたNPO法人で、平成18年度より高浜市南部ふれあいプラザ、平成21年度からは現高浜市南部第2ふれあいプラザである旧南部公民館の指定管理者を受託し、地元ならではのアイデアを出していただきながら、地域に密着したサービスの充実と利用率の向上、管理コスト削減が図られた管理運営の実績があり、指定管理者選定評価委員会においても高い評価を得ております。

以上のことから、まちづくりの拠点施設である両プラザの指定管理者は、高浜南部まちづくり協議会以外にはないものであることから、本議案に対しまして賛成いたします。

続いて、議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について。

本議案は、この施設は高齢者の介護予防拠点施設であり、茶道や手打ちうどんといったアクティビティ講座や体操教室などの活動が実施されております。

今回、指定管理をする特定非営利活動法人全世代楽習塾は、長年本施設の管理業務を担うとともに、児童クラブの運営に携わってきました。子供たちとの世代を超えた交流により、高齢者の生きがいづくりや役割づくりにつながっています。また、高齢者一人一人の趣味を生かした講座も好評で、地域における新たな人材の発掘や育成にも尽力されています。今後も地域に根差した活動を期待できることから、本議案には賛成いたします。

議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について。

本議案は、指定管理者として指定する株式会社図書館流通センターは、本市が図書館及び郷土資料館に平成21年度に指定管理者制度を導入して以来、約10年の運営実績があります。

司書資格を有するスタッフも多く配置されており、利用者からは図書整理が行き届き本が探し

やすくなった、お話し会など、親子向け、子供向けの活動に工夫がされているといった声が聞かれているほか、学校との連携という点では、子供たち向けに朝の読書タイムや調べ学習用、先生向けに授業準備支援の配本サービスが実施されるなど、専門性や企画力を発揮した取り組みが随所に見られております。

図書館は将来、複合化、集約化を目指して機能移転が予定されておりますが、株式会社図書館流通センターは複合施設における図書館運営の実績も数多くあり、今後、本市の図書館のあり方を市民と行政が模索していく中で、さまざまなノウハウを提供していただけるものと期待しております。以上の点から、本案に賛成いたします。

続いて、議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について。

本議案は、生涯学習施設等の指定管理者は、公募が行われ、公民館長等で構成する選定委員会での審査を経て、高浜市総合サービス株式会社が候補者として選定されました。

高浜市総合サービスは、従前から生涯学習施設の指定管理者として各施設を適正に管理しており、本案には賛成いたします。

議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について。

本議案は、指定管理者として指定する特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブは、市民により自主的、主体的に運営され、総合型地域スポーツクラブであり、スポーツの振興、スポーツを通じた人づくり、まちづくりなど展開している団体であります。

施設の管理運営においては、これまでのスポーツ活動や社会人経験を通じて養ってきた知識や技能を發揮するとともに、愛着、誇りを持って対応に当たっており、市民の視点に立ち市民が活動しやすい環境づくり、みずからの手できめ細かな維持管理や修繕を行うといった経費削減努力など、ソフト、ハードの両面にわたって創意工夫を生かした運営がなされています。以上の点から本案については賛成いたします。

最後に、この議案第77号、議案第79号、議案第81号、議案第85号、議案第86号、議案第87号は、公の施設における指定管理者の指定であります。

さきの委員長報告にありましたように、いずれの指定管理者も選定に当たっての透明性、そして公平性に配慮されており、また、その施設が提供するサービスの充実と利用率の向上、管理コストの削減の観点からも適任であると考えますので、これらの議案に対して賛成といたします。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について、議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表し、

関連上一括して賛成の立場で討論をさせていただきます。

高浜市は、公立保育園の民営化を進めてきています。平成10年に南部保育園を高浜市社会福祉協議会に民営化した後、葭池保育園、中央保育園、吉浜保育園と民営化を進めてきました。

この結果として、早朝や延長保育、重度障害児保育、休日保育、一時的保育、子育て支援センターなどを初め、民間保育所の特色を生かした多様な保育サービスを積極的に実施していただいています。

このようなさまざまな保育内容を含め、保護者からも一定の評価を得ており、入園希望も多いのが現状と理解をしています。実際に、地元の民営保育園のさまざまな行事に参加させていただきますが、園児も保護者も満足している様子が見受けられます。

平成16年度の三位一体改革に伴い、公立保育所運営費の国・県補助金が廃止され、民間保育所に国・県から運営費補助金の交付が受けられることとなり、現在の子ども・子育て支援新制度においても同様な財源措置となっており、市の財政面においても効果を生んでいることと認識しています。

また、今回の移管業者であります社会福祉法人清心会は、平成19年度より市内で認定こども園翼幼保園の運営実績があり、豊田市、常滑市においても運営実績があります。園児や保護者にとっても安心して信頼したサービスを、そしてまた、質を提供できる事業者であると考えています。

また、民営化に伴う激変緩和のため、公立の保育職を派遣するというのも必要な措置であると考えています。園児や保護者にとっても、園舎が新設され、知らない先生ばかりに囲まれるよりは、安心して園生活を送るためにも必要な措置であると考えます。

以上により、（仮称）たかとりこども園の運営を清心会にお任せしていくために、高浜市立高取幼稚園、高取保育園を廃止し、移管先に職員を派遣する本議案に賛成させていただきます。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第89号について、日本共産党を代表して反対の立場から討論いたします。

議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）。

本案は、空調設備が未設置であった幼稚園の保育室12室にエアコンを設置するための費用2,721万円余りが計上されており、この点については賛成いたしますが、65ページ、保育園管理運営事業の負担金、認定こども園新築工事地中埋設物処理費負担金が1,208万3,000円計上されています。

これは、埋設物が出てきたが埋設物を置いておくところもなし、時間的制約もあることから清心会に処理を頼んだところ、1立方メートル当たり6万円で処理してくれることになったためと

言われましたが、勤労青少年ホームの埋設物は3万円で処理したということから考えて、納得のいく額ではなく、何よりもガラが出ることの認識がなかったという計画のずさんさ、調査不足を指摘しなければなりません。

以上の理由で、議案第89号には賛成はできません。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

今定例会に上程されました補正の内容は、主要新規として定員割れをしている公立幼稚園の空き教室を活用した3歳未満児の待機児解消のための保育実施と、3歳未満児に対応するために既存トイレの改修及び保育室を改修して調理設備を設置する小規模保育事業と、高浜、吉浜、高浜南部の3幼稚園のそれぞれの空調のついていない保育室に空調を新たに設置し、環境を整備する幼稚園維持管理事業。

ほかの補正予算では、市制50周年に向けてというだけではなく、若者のまちづくりへの関心を高める、また、地域やまちづくりへの参画意識の向上や醸成するために、若者を中心とした市民組織「若者会議」の立ち上げ段階のための事業予算。特別養護老人ホーム高浜安立荘の多床室利用者のプライバシーを保護するための間仕切り設置の補助金。そして、平成31年4月に開園を予定しているたかとりこども園の地中埋設物の処理費であります。

これにつきましては、利用者の皆様の混乱等を招かないためにも開園時期に遅延のないよう、また、地中埋設物処理については将来の市民に対しても大きな負荷とならぬよう、今までの行政としての責任を持って清心会としっかりと連携し、適切に処理を進めていただきたいと思います。

よって、今回の補正案件は、将来につなぐ意味でも必要な予算措置であります。また、先ほど反対の討論の中で、青少年ホームでは3万円で地中埋設物の処理をしていると言っておりましたが、処理はされておられません。まだ、検討段階だと思っております。

多くの議員の皆様の賛成をお願い申し上げ、賛成の立場での討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 討論の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時6分休憩

午前11時14分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き、討論を再開します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、以下6件の陳情について賛成討論いたします。

陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性のある対策を求める意見書」の提出を求める陳情。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、代表、愛知保育団体連絡協議会会長、本田たみ代さんから提出された陳情です。

10月から保育、幼児教育の無償化で新たな保育需要が喚起される見通しで、待機児童の増加に対して施設整備を進める必要があります。また、今でも保育現場には保育士が足りない状況がある上に、幼児教育、保育の無償化により保育要求が高まり、保育施設が増設されれば、保育士確保が今以上に難しくなり、その運営は困難を極めることは必至です。

そうなる前に、安定的な財源を確保して待機児童と保育士不足を同時に解決するよう、国に待機児童と保育士不足のための実効性ある対策を求める意見書を提出してくださいというこの陳情には賛成いたします。

陳情第15号、陳情第16号は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知学童保育連絡協議会会長、江坂佳代子さんより提出された陳情です。

陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情、合わせて討論させていただきます。

共働き家庭やひとり親家庭の児童が放課後を過ごす学童保育の職員に係る基準を、安倍政権は現在の「従うべき基準」から「参酌基準」に変えようとしています。改定されると、自治体ごとの判断で引き下げが可能になるため、現場から安全性が低下すると批判が広がっています。

子供の安全確保や質の向上を願う保護者や職員の声に押され、国は児童福祉法を改正し、2015年に省令で基準を施行しました。安心・安全の要となる職員については、放課後児童支援員という資格を新設し、1クラスにつき2人以上配置、そのうち1人は都道府県の研修を受けた放課後児童支援員とすることを従うべき基準として定めました。

学童保育での勤務経験が長い全国学童保育連絡協議会の事務局次長は、職員2人は最低限の基準だと話します。学童保育では年齢の違う子供たちが部屋と外で思い思いに過ごし、離れた場所で同時多発的にけんかなど、子供への対応が必要になります。職員1人ではとても対処できません。また、1人だと職員の体調が悪くなれば閉所するしかありません。困るのは子供と保護者で

す。

同時に、複数体制によるチームワークの力は大変力強いものがあります。同じ場面を見ても、感じ方は職員同士で異なります。複数体制なら子供の言動を多角的に検討することが可能になります。職員による体罰等を防ぐ上でも複数配置は必要です。放課後児童支援員の資格の猶予期間は2019年末となっており、改善は待ったなしで学童保育指導員の処遇改善が必要です。

日本共産党は、学童保育の大部分が非正規雇用で低賃金の状態に置かれている状態を改善し、指導員という専門性を保障するため、国の単価を改善し、指導員の処遇改善を主張してきました。質の確保が必要だという議論の中でできた基準を変えることは絶対にできないと考え、この陳情に賛成します。

陳情第17号、陳情第18号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会代表、森谷光夫さんから提出された陳情です。

国保の改善について、「子供の医療費無料化を18歳まで窓口無料で創設して」という要望に対して、「ただのものはないので、一度払っていただいて、負担している重みを感じていただかない」とか、1の3番目にある福祉医療制度については、「限られた財源の中で持続的に実施していくことが大事と考えます」などと反対意見が出ましたが、子育て支援の立場で言えば、父母の願いである18歳までの医療費無料化は重要な要望です。子供も大きくなればそれほど医者にかかることもなくなります。子供たちに人頭税のような平等割を制度化していることこそ、国が子育て支援を真剣に考えていないことではないでしょうか。

日本共産党は、平等割、均等割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げる提案をしています。これは全国知事会等も強く要望している1兆円の公費負担増を政府に要望、日本共産党も賛成しています。

国の負担増は、アベノミクスで大もうけしている富裕層や大企業に負担をさせる、また1億円以上の所得がある人は税率が下がっていますが、これをまともな累進課税方式にするなどで十分賄えます。

安心できる介護保障について、「介護保険料・介護利用料の低所得者への減免制度を実施、拡充してください」については、生活保護の方は国から保険料、利用料が出ますが、所得階層1、2など低所得者の方は所得が少なくても支払わなければなりません。この方たちに減免制度を一刻も早く実施しなければなりません。この点から言っても、この陳情には賛成いたします。

陳情第19号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情。

本陳情は、高浜市論地町一丁目11番地10、新日本婦人の会高浜支部代表、斉藤喜代美さんから提出された陳情です。

私たちの暮らしや地域経済は、今大変な状況です。消費税増税、物価上昇、年金カット等に加

え、医療・介護などの社会保障費の引き上げで使える所得は減る一方です。

皆さん、次のようなものが消費税が10%に引き上げられたときに、どうなるでしょうか。軽減税率の実施と言いますが、ペットボトル入りの飲料、オロナミンC、ノンアルコールビール、みりん風味調味料、映画館の売店での飲食物の販売、ホテルの客室の冷蔵庫のジュース、豚肉100グラム、生きた食用の魚、定期講読の日刊紙、有料老人ホームの食事、これらは8%ですが、一方、リポビタンは10%、本みりんは10%、カラオケボックスでの飲食物の提供も10%、ホテルの宴会場で飲むジュースも10%、生きた豚10%、駅の売店等で買う日刊新聞10%、学生食堂のランチ10%など、まだまだわかりにくいものばかりです。

このうちペットボトル入りの水は8%といいますが、ペットボトルそのものには消費税がかかってきますので、果たして8%で売ってもらえるかわかりません。これをお店はレジを分けて打たなければなりませんし、申告は会計事務所は面倒は見ないと言いますので、自分で仕分けして整理をし、申告の準備をしなければなりません。

委員会の中で、社会保障財源の確保でいたし方ないという意見もありました。これまで消費税が30年前の1989年4月に税率3%で開始され、5%、8%と引き上げられてきました。安定財源の確保や社会保障対策が理由でしたが、実態を見れば、これらは破綻し、増税のたびに消費の落ち込みや景気の悪化を招いてきています。

消費税導入から2017年度までの消費税収は累計349兆円に上がるのに、減税などによる法人税の減収は281兆円です。消費税収の8割は法人税減税、減収の穴埋めに使われており、財源として役立っておりません。2012年末に政権復帰した安倍首相は、2014年4月に消費税率を5%から8%に引き上げましたが、安倍政権だけでも大企業に4兆円の減税をしています。

格差拡大はもうやめるべきです。政府は国民の批判をごまかすために、消費税法に社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てると書き込みました。ところが実際はどうだったのでしょうか。

安倍政権になってからの6年間だけでも、高齢化などで必要な社会保障予算のカットや年金、医療、介護の制度改悪で社会保障予算は3.9兆円も削減されました。

一方、軍事予算はふえ続け、5兆円を突破しました。社会保障のためというのは真っ赤なうそです。ポイント還元を行うからとも言われていますが、早くも2%還元、5%還元と併用に揺れる事態です。

過去に、プレミアム商品券にもえらい目に遭った、もうやめての声も聞こえます。こんな混乱を招く、売り手の気持ちも、買い手の気持ちもわからない愚策は中止すべきと考え、この陳情には賛成をいたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、8番、幸前信雄議員。

〔8番 幸前信雄 登壇〕

○8番（幸前信雄） 改めまして、こんにちは。

さきに通告いたしました陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性のある対策を求める意見書」の提出を求める陳情について、反対の立場で討論させていただきます。

陳情の趣旨だけ見ていると、待機児童対策、保育士不足の解消ということをやっております。もっともらしいことを書かれているんですけども、中身を見ていくと、本質的に外れているんじゃないかなと感じます。

というのは、もともと幼稚園と保育園、これは保育園については厚労省、幼稚園については文部科学省、頭が割れております。高浜市内を見ても、私も何度か一般質問をさせていただいておりますけれども、幼稚園については、定員800名に対して400名強、要は施設的に余裕が出てきている状態。なおかつ、保育ニーズが高まって保育園が足りないという状態。

だから、国に対して求めるのであれば、以前から言うように、子供さんを見るという観点から言うと、そこの省庁の壁、ここを一本化していただくという点と、あと地域、地域で事情が異なるので、権限と財源、これを地方に落としていただくような、そういう趣旨のことがうたわれているのであれば納得できますけれども、この内容で単に財源を確保して、そこに持っていくだけであれば、これは納税者にどういう形で説明するのか理解できませんので、この内容については反対をさせていただきます。

以上です。

〔8番 幸前信雄 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表しまして、陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情について、反対の立場で討論をさせていただきます。

確かに放課後児童支援というのは大事なものだと思っています。でも、この放課後児童支援員の処遇改善事業に係る事務等については、陳情書にあるとおり、事務の複雑化や条件等の問題で活用されにくい状況があるということは確かですが、同一法人が運営する別の施設形態の事業の処遇との関係で、児童クラブのみの処遇改善ができないことなど、そのほかの要素もあります。

陳情項目では、運営費の増額に必要な財源を確保するよう求めておりますが、運営費の増額が必ず処遇改善につながるとは限りません。

陳情第16号のほうですが、陳情項目、放課後児童支援員の資格と配置基準について、従うべき

基準の堅持を求めています。これは委員会のときにも申しましたが、資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じるなどとして従うべき基準の規制緩和を地方から国に掲げているにもかかわらず、地方の声を無視するようなことは、地方で放課後児童を支援している人たちの現状を無視しているのはちょっとどうかなと思っています。

その「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ改めることを進めていて、地方の実情が尊重されることになるので、これを反対することは、独自の判断が必要な地域の裁量をなくすことになるから、この2つの陳情には反対します。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情、陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情、陳情第19号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情、以上3本の陳情に対しまして、市政クラブを代表し一括にて不採択の立場で討論させていただきます。

まず、陳情第17号において、不採択である理由として、「国民健康保険では、減免制度を拡充して払える保険料に引き下げてください」とありますが、人によって考える「払える額」というのにはばらつきがあり、基準が曖昧。保険に価値を見出さない人によっては保険料を払いたくないということもあります。無秩序に一般会計から法定外の繰り入れを安易に行っていけば、一般行政サービスに与える影響も大きくなると考えますし、それでは皆保険制度の維持もできないと思います。しっかりと公平性を確保し、一定のルールのもとで実施していくべきと考えます。

次に、陳情第18号についてであります。高浜市では介護保険料で所得段階を17段階、県内でもトップの多段階制を設けています。低所得者に対する対応を既に行っております。また、障がい者児に対する施策でも24時間居宅介護サービスを実施しており、移動支援サービスでも通学・通所も訓練を目的とした利用には条件つきで認めております。また、子育て支援につきましても、生活困窮世帯を対象に学習支援や子供食堂も協力団体にて行われております。

最後に、陳情第19号ですが、少子高齢化によって現役世代がこれからますます減少し、負担が一定の世代で増していくことを考えれば、社会保障の財源確保のために公平性の観点より幅広い世代で負担することが望ましいので、消費税の引き上げは必要なものと考えております。

以上の理由を踏まえ、陳情第17号、陳情第18号、陳情第19号につきましては、不採択で御同意くださるようお願い申し上げます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決をいたします。

議案第75号 高浜市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 高浜市立学校設置条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告は可決であります。本件については、地方自治法第244条の2第2項及び同条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

それでは、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は14人であります。その3分の2は10人であります。ただいま賛成議員は13名であり、所定数以上であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 高浜市生涯学習施設等の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 事業契約の変更について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成30年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、各常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第90号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第91号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第92号 平成30年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第93号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第94号 平成30年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第95号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第96号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第97号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

陳情第14号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございますので、採決に当たりまして、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、陳情第14号の採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

陳情第14号 国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性のある対策を求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第14号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第16号 国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第17号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第18号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第19号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、陳情第19号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。平成30年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月28日から本日12月20日までの23日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました同意2件、議案23件につきましては、全案件とも原案のとおり御同意あるいは御可決を賜り、報告1件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見・御提案に関しましては、今後の予算執行及び現在進めております平成31年度の当初予算編成の参考とさせていただきます。

さて、ことし1年を振り返りますと、日本中で多くの災害が起こった年でございます。被災をされた地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を祈念するところでもあります。

また、外国人実習生の受け入れや、来年の消費税の税率の増を見越した経済政策がさまざま議論をされた年でもありました。

そういった中で、先日、年末年始の風物詩として全国的に親しまれる秋田県男鹿のなまはげなど仮面・仮装の異形の姿をした者が家々を訪れるなどの伝統行事が、「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に登録をされました。多くの伝統行事は古くから地域の人々のきずなとしての役割を果たしてまいりました。

少子高齢化などにより伝統や文化の継承が困難な時代ですが、改めて地域のきずなとしての伝統や文化に目を向け、少子高齢化の時代だからこそ、世代を超えてえんちょ獅子や射放弓、菊人形づくりに始まる高浜の伝統や文化、地域のきずなを絶やさず伝えていきたいものです。

来年の4月には高浜小学校において、新校舎と新たに併設する地域交流施設の一部が供用開始する予定となっております。新しい高浜小学校は小学校としての機能や、児童の安全・安心をしっかりと確保しつつ、それに加えて学び、文化、生きがいをづくり、子育て、子育てとさまざまな世代の方々がさまざまな目的で利用することができる複合施設となっております。

新しい高浜小学校が地域の皆様に親しまれ、新たな文化価値を生み出す複合施設になることを目指していきます。

最後になりますが、ことしも残すところあとわずかとなりました。間近に迎えます新しい年が、本市にとりましても、皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって平成30年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月28日開会以来、本日まで23日間の長期にわたり、議員各位におかれましては終始御熱

心に審議いただき、まことにありがとうございました。本日ここにその全案件を議了して閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

いよいよ寒さも一段と厳しくなってきました。健康には皆様留意され、御多幸な新春を迎えられますよう、心からお祈り申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時53分閉会

---